萬葉集略解

三下

和書門
類 二〇四三七
號
函 五八
架 三
冊 三二

内閣文庫
和書
類
號 二〇四三七
冊 三二
函 二六三
架 一五

内閣文庫
番號 和 20437
冊數 32 (6)
函號 263 44

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

首ノ前ニ候

沙彌滿誓詠縣歌一首　後紀養老五年右大弁従四位上笠朝臣麻呂出家入道のち筑紫に遣て同七年二月滿誓を勅して筑紫に観音寺を造らしめ

しらぬひ
白縫筑紫乃綿者身著而未者伎禰打曝所見

きらぬひの つくしの わたは みにつけて いまだきねど あらたへの よみの

きらぬひの 枕詞、つくしの海は紀に神護景雲三年三月より始て毎年太宰府二十万屯輸京庫とあり故に海と云へり

浅草文庫

上臣憶良罷宴歌一首

憶良等者今者将罷子将哭其彼母毛吾乎将待曽

おくらは いまは まからん こは なくらん その かの もも

その彼とは母なり　かの母とは別なり　天平八和礼麻都良年なり

あれば、とまつてんぞとうべし

太宰帥大伴卿讃酒歌十三首

験無物乎不念者一坏乃濁酒乎可飲有良師

さかしらものをおもはずは一つきの濁酒をのむべからし

かしこきものをおもはずしてよるは酒のみて酔ひ泣すべしなり

酒名乎聖跡負師古昔大聖之言乃宜左

さけのなを聖とおほせし古のおほきひじりのことよろしさ

魏畧云太祖禁酒而人竊飲故難言酒以白酒為賢者清酒為聖

人云ひそかにのみてよめるなり

古之七賢人等毛欲為物者酒西有良師

いにしへの七賢人もねがはむものは酒にしあるらし

七賢は竹林の阮籍、山濤、劉伶、阮咸、向秀、王戎

賢跡物言従者酒飲而醉哭為師益有良之

かしこしとものいふからは酒のみて酔ひ泣するまさるらし

うしろめたしとものいふからは酒のみて酔ひ泣するまさるらし

将言為便将為便不知極貴物者酒西有良之

いはんすべせんすべしらにきはまりたふときものは酒にしあるらし

酒の徳は孝子をすすめ忠臣をとどめ、君子をして礼にいたらしめ、

百子の一は酒なり

中中二人跡不有者酒壺二成而師鴨酒二染嘗

なかなかに人とあらずは酒つぼになりにてしがも酒にしみなん

中なかに人にてあるよりは酒つぼになりにてしがも酒にしみなん

あるべきは人とあらんよりはいっそ酒にしたしむべし、孝子十二中なる人にして

素行なきまことの孝子なるべし、呉志に鄭泉臨

熟ヲ熟ニ誤

辛時語同輩曰必莫我陶家之後化西為土幸見取為酒壺実獲我心矣嘗ハ佐ヲ

痛醜賢良乎為跡酒不飲人乎熟見者猿二鴨似

あなみにくさこのらをおもしさけのまぬひとをよくみればさるふたもある

神武紀大醜乎を鞅奈保倫句（十ミニ）利ヲ、考十六情出（サヤヒラ）情迫（サヤヒラ）るとろうそと

賢人ぶりるとよくめる

價無寶跡言十方一坏乃濁酒爾豈益目八

あるひなるさたのらといふとしひとつきのふごれるさけふあにまさるめや

佛経ニ無價宝珠といふるをいつ

夜光玉跡言十方酒飲而情乎遣爾豈若目八目（一云八方）

よるひるるたまといふとしさけのみてこころをやるよあにまさのめやし

史記隋侯祝元陽因之齊ニ以珠光能照夜故曰夜光といふとあり

万解三下　二

世間之遊道爾冷者醉哭為爾可有良師

よのなかのあそびのみちにさぶしくはあるきさけるふあるめべのら

遊のろハ冷ハ冷の佐ヲ（ヲ）ハ（ヲ）ハ（ヲ）ハ

ぬいそでのうへとなりぬれはさしらぬるとみるまで、たゝむしてくろハたゝのをりてもゝ、ゆ、ゆ、しいまは同、宮ぢハ年七ヶ毎ヒ毛安良ヒ年あれハそゝぐ、をりてゝ刈んゝいう

沙彌滿誓歌一首

世間乎何物爾將譬旦開榜去師船之跡無如

よのなかをなにものにたとへむあさびらきこぎゆくふねのあとなきがごと

新古解ゝ船出もゝるをあさびらきとらゝ、釣船とハ吳ゝ出ゝ十七隻海のあゝ阿作比良伎之座とゝ陸ゝ八陸いまの四ゝ

若湯座王歌一首　傳ゝれで古ゝ紀取沛世宮大陽坐若陽坐宜日足奉ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ

葦邊波鶴之哭鳴而湖風寒吹良武津乎能埼羽毛

あしべなハたづのなきてみなとかぜさむくふらんつをのさきいも

津乎の埼の神社伊与ゝ武津とゝ和名抄近江国淺井郡都宇ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、

代まもりなし、名をよ孤明ちまもれがあのうらぢ法こそちまも
わるあなけのつぢ〳〵とよあれ八拔津まてをこの繩の湯の又生七之かのあ
よのやく咲をひとりみとてみ三のがぢぬよるりしつよ仲ちかー
代之加のあまの与のあるまもれるるや

生石村主真人歌一首 後紀天平勝宝二年正月正六位上大石村主真人ヨ外従五位下を授ケラレタル人ナリ

大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經
おほなむちすくなひこなのいましけむしづのいはやはいくよへぬらん

神代紀大巳貴命少彦名命ヲ共ニ命ヲ以テ此ノ国ヲ作リ畢ヘテ遂ニ常世ノ国ニ往ヌ

かく並び坐せるくすしの志賀の大神の神代紀十二年周芳国ヨリ奏シテ云ク磯津山賢木ヲ抜き上枝ハ八握剣ト掛け中枝ハ八咫鏡ト掛け下枝ハ八尺瓊ト掛け又素幡ト船舳ニ

ヲ乗向ヘ上ニ立テ又大和ヲ天ヲ山の如く宮ヲ作リ出ヲ以テ御ヲ祭ル此ノ神ハ三神ナリ

山中ニ岩屋村ヨリ石見ヲ出テ高ク石見ヲ邑知郡の

ヲ去ル十五六里ノ内ニ高ク里人の云ク大汝少彦名の神ノ居ル

所ヲ里人ノ云ク大汝ノ居ル所ヲ志都ト云ヒ石室ヲ里人の云ク

石室ノ所ヲ石室ノ内ニ高ク里人の云ク石見ヲ邑知郡の

つの所なり石見ヲ邑知郡ヨリ石見の国の

上古麻呂歌一首 村主の姓ハ元正紀姓氏録ニ出ル氏ナリ

今日可聞明日香河乃夕不離川津鳴瀬之清有良武
けふもあすかのゆふさらずかはづなくせのきよくあるらん

或本歌發句云明日香川今毛可毛芽奈

今の下日八目の信濃のいまもとの州べ、或本の今もかもとる八今と欲ふて、
もとる八藤のゝ信の主由の名ゆ上わ、ゝ弱ゝれき立もちもてかと
あハ主由ゝ名ゝ信るのちゝみまゝをひてゝ八世の新ゆ信ゝといゝゝし
いつゝ打考べゝ、ゝさゝゝ信ゝふとりてよゝ、岩千七安作左良受
きるゝ主度ゝゝゝ

山部宿禰赤人歌六首

縄浦從背向爾所見奥島榜回舟者釣為良下
なはのうらゆそゝのひ沖みゆるおきつしまこゝゝうむあねつりせよら
おゝの浦八よゝいつゝそゝひハうゝゝゝの方を云こゝゝうむ八様ゝゝむまて、
榜ゝゝるゝ

武庫浦乎榜轉小舟粟島矣背爾見乍迄小舟
むこのうらをこゝゝるむをゝゝあはまあをゝゝひみつゝとりまゝをゝあ

粟島八古ゝ孔生淡島ゝゝ仙覚抄ゝ濱伝国屋抄ゝ小玄百歩評有名
名曰阿波名ゝ有岩四ゝ七ゝ出岩千九ゝ粟小島ゝいゝるゝ名ゝ
ゝゝ多べゝ、武庫の浦を榜回る舟粟島を背ゝ見ゝ小舟ゝ
ゝゝゝゝゝ八ゝゝゝゝゝ

さゝやひるべくましかりつゝ人いへのいもがかどをさしてとこはなの中をさしてゆきぬ

宮ぢを半千六荒ぢ田の稲と倉ホ拳義而ゝ義とつむ川ハ

倉よ物とつみおくゝゝしいとり

秋風乃寒朝開辛佐農能嵩將起公爾衣借益矣

あきかぜのさむきあさけをさめのむこのこえやなんきみにまをぬのきまを

作ぬ紀伊かるべし、よりて此一ゝ〳〵ハ赤人の妻の歌ゝよりる公のちる

ゆくゝなどゆ、たゝ六ゝ〳〵ゝ〳〵ハ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

美沙居石轉爾生名乘藻乃名者告志五余親者知友

みさごゐるいそわふまるなのりそのなハのらてよ打やゝ志るとし

半十二四の白吉名者不告 此不ハ今の誤 とかりなるのみまく日等と敬ゝ、みさご

和名抄鵶鳩美佐古、 まゝりてハ元恭紀濱藻を号て志能利曽毛

いとゝまく、和名抄本朝式云莫鳴菜奈久里多 ゝ〳〵とゝんゆ、のらてよハ

告てよゝ五八五の作ゝ、なハ序まくゝさて妻と乘ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵女のちハ

告めゝ改ゝいつゝのゝ〳〵ゝ〳〵ハ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

此ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

或本歌曰

美沙居荒磯爾生名乘藻乃告名者告世父母者知友

半十二のゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

笠朝臣金村塩津山作歌二首 神名帳近江国浅井郡塩津神社

和名抄塩津 之保津

丈夫之弓上振起射都流矢乎後將見人者語繼金

ますらをのゆゝゝゝ

てゝ物ゝまゝうけ給ゝこの詞ゝゝゝ

越海乃手結之浦矣客為而見者之見日本思櫃

このうみのくゆひのうらをたびをりてみれば[illegible]やまとしぬびつ

[illegible]

石上大夫歌一首　後紀天平十一年三月石上朝臣乙麻呂罪ありて土佐国へ配流ときゆひけの条なるべし

大船二真楫繁貫大王之御命恐磯廻為鴨

おほふねにまかぢしぬきおほきみのみことかしこみあさりするかも

生駒山[illegible]

[illegible]

右今案石上朝臣乙麻呂任越前國守蓋此大夫歟

以人越おもふ[illegible]

和歌一首　[illegible]

物部乃臣之壮士者大王任乃隨意聞跡云物曽

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右作者未審但笠朝臣金村之歌中出也　歌下集の字を抜き

安倍廣庭卿歌一首　後紀天平四年中納言従三位阿部朝臣廣庭薨、右大臣御主人子也、[illegible]二字の字を抜ぜり

雨不零殿雲流夜之潤湿跡戀乍居寸君待香光

あすてゝ、とのゐるよのぬれ袖つゝ、こひつゝをちかさ、まさりまちがてゝ
その日つゝく、ゐなどりの音まで二つと好ゐなくこゝろあるかぎりてはかてゝ
の沼なづゝ、こゝ同限の嶮岨の保、恋ハ立の保ゝ、きまつゝこゝろつて
をちかきこゝろつんこゝろいつれきゝれどこゝろ遠し、空ちハ雲ハ雨の保
こゝ、あるこゝれもかゝんこゝ集中のごとくいつこハ必ゐ立るものとゝあり、
十二十三十七十八の年ゝ例ゝ、まゝこのるゝ雨ゝ雨ゝ川べゝ居ハ夜ゝ
起ゝ居ゝ雨ゝ雨ゝ雨

雲居多奈引容鳥能　聞無　数鳴　雲居奈須心

くもゐなびきかほどのまれなるこゝろ

射左欲比其鳥乃庁戀耳爾畫者毛日之盡　夜者毛

いさよひそのとるものかくこゝのみよひるもひめこゝろまそでよるさへも

夜之盡　立而居而念曽　吾為流不相兒故荷

よのあくるきたちてみたちてゐて　おもひそわづらふ　あをてゆゑ

こゝろびと　たゝこゝの　ゆゑ　和名抄天和添上那春日加須加、姓氏録獅猪垣臣政

為春日臣　こゝろ　春日をかすがとよむ　容易考とアエつゞし、浮雲ハ

まそ日の内へ　かゝるハ　ゆゑ　るの一名なるへし　春ハ　はるれき　さて　時く

ものとるゝを　役出序として　をのゝをとよるゝ　くもゐ　ひて　ハ　ものの

ゆゑ　例　たゝ　ゆゑ　ものかくゆゑ　久毛　華　ちらく　ふ　年十一考

ら　雲　位　ゝ　ひ　ものゝ　ゝ　ゆ　ゝ　ゝ　ゝ

人の動さ定まらめをいふ　こゝ　ものゝ　ゝ　ハ

て　定るの作　為　ものゆ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

ものもと思きいつる

反謌

高桉之三笠乃山爾鳴鳥之止者繼流戀喪為鴨

たかゝのゝみかさのやまになくとりのやめはつゞるこひもするかも

意のまゝに　哭　一年喪　ゝ

ハ　年　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

いのれるもあれども他人おもてもなれ、三吉のゝはんといふるとゝくよ、
そもさもたくられば三笠山といつるなれ、又かぐゝ寄る榎枝や四方のもう
やもやもやもやもかさのあるぢにあるゝいつるも榎枝は大和敷平敷なれば
くとよもやもやいつ伝れあれど、たの三笠山のうるなゝじれば、そは
三笠山ゝもぐ

湯原王芳野作歌一首　此王統ハ天武の孫ハ治の孫ハ也

吉野爾有夏實之河乃川余杼爾鴨曽鳴成山影爾之氐
よしぬなる、なつみのかゝの、はよどにかもなくなる、やまのげよりて
なつみ川ハ吉野の大河ゝ杜鵑のるまゝ、山の陰と云れば陰歌ゝ

湯原王宴席歌二首

秋津羽之袖振妹乎珠匣奥爾念乎見賜吾君
あきつはの、そでふるいもを、たまくしげ、おくゝふかゝ思ひ、まへわぎみ

時鳥の羽のあき蔭の紅の、おくゝふかゝ思ひ、まへ
ゝ、ゝ、ゝ、

先白しみてべしかくて又沈のなごさまふてふるまてしまはるれど、
とまたしもとりひ〳〵下まるいひ解く二つの神式者てるさまをそのまて
ふいひ〳〵おのづ〳〵弱きこれも

大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌　仏仏大納言大伴安麻呂卿の
女子〳〵孤人つの歌

久堅之天原後、　生来、　神之命、　奥山乃賢
ひさかたのあまのはらゆあれきたるかみのみことわくやまのさか
木之枝爾白香付、　木綿取付而齋戸乎、　忌　穿居、
きのえにしらかつけていはひほるいはひをいはひ
竹玉乎、　繁爾貫垂、　十六自物膝折伏、　手弱女之、
たかたまをしけにぬきたれとをしもしたてをしなよ
押日取懸　如此谷裳五吾者祈奈年君爾不相可聞

齋ヲ齋ニ倣

祈ヲ祈ニ倣

おもひとりかけかくるかけれいこひなむきみをあはずのも
神の命ハ大伴氏祖天忍日命なり、ハ神の今もいまさまくこと神ふるなり
ゆふかけ、ゆふかけ、枕詞、ゆふひもハ酒瓮を祝ふ厳瓮忌瓮などいふもの
竹玉ハ竹を玉とかたどりかめとも瓮ともいふ、繁爾貫垂、まるて神ふるなれハ竹
もとゆ一竹をハむこの節を抜て小竹まをいふ、竹むの数をいふ、
れもしハ古ふる況八千万神沼河比賣のもとへおもむいて御琴を俄須況
をいまぐさをねハ、ハ男のれもしも、日況意須比之禰を刺指著
ゆ〳〵ハ女のおもしも、武太神宮紫束ゑ帛意須比八條長二丈五尺
廣二幅とも、おもしハ鎮のことく、たゆ〳〵ハ緩なるべし、こひなむ
の未ハ弱なるわ〳〵で、こひのむといふはこひなるなりいふ
例為中ふ方、かくるかけ、ハかくるなるをもて行ハ逆上あは
ざんやといふなり、齋ハ齋の倣、祈奈年の祈ハ祈の倣

反詞

木綿畳手取持而如此谷毋吾波乞嘗君爾不相鴨

[illegible]

右歌者以天平五年冬十一月供祭大伴氏神之時聊作此歌故曰祭神歌　巻四の古注ニ郎女初穂積皇子ニ奉レ[illegible]

[illegible]

筑紫娘子贈行旅歌一首　[illegible]

侯ヲ俟ニ誤

明ハ朋ノ誤

成ハ盛ノ誤

思家登情進莫風侯好為而伊麻世荒其路

いへもとはけのうらなれせてかぜまちわたりていませあらきそのみち

[illegible]

登筑波岳丹比真人國人作歌一首并短歌　常陸国筑波郡

雞之鳴　東国爾　高山者　左波爾雖有明神之

とをとこのなくあづまのくにたかやまはさはにあれども[illegible]

貴山乃　儕立乃　見昆石山跡　神代從　人之

たふときやまのなみたちのみゆらしやまとかみよりひとの

言嗣　国見為　筑羽乃山矣冬木成　時敷　時跡

いひつぎくにみまくるつくはのやまをふゆごもりときしきときと

不見而往者　益而戀石見雪消為　山道尚矣　名積

前八並ノ詠

みぞていはばまてこしみゆきげせるやまみちもとをづく

叙吾来前二

ぞわがこゝ

こゝろがる物思ふたへまきこいふたち後明神八朋神の詠、明つ神と

天宮とゆきもとくだく物よいつるまなかひ此二事を主く男神

あ神むのひおのせゞ朋神いつるなみ三八弟い主ゑ、えんがり八又

きりこさえ果い主と付くゝ主ゑ、冬本もゝこ八梅田まあゝど、は

ゞくけゝ付なゝゞゞいつゑ、まてこしみふ、ひを主ゑ主ている

ぞ投ゑ係梅ゆんよてといつゑ、雪消ゑる八冬なゞゝり信ゑと

消る雪といゑ、なゞみゆゞゞこ信ゑるゑゑ、前二八並二の詠り四の義

とりくかゝゝ

反歌

筑波根矣四十耳見乍有金手雪消乃道矣名積来有鴨

つくはねをよそのみゝつゝあもかねてゆきげのみちとなつゝかも

よそのみと思ふあゝど、ゆきげのみちとなつゝかもの

ひとゝ頃まあゝど、ゆきげのみちとなつゝかもの

きくけるといつゝ

山部宿禰赤人歌一首

吾屋戸爾幹藍種生之雖干不懲而亦毛将蒔登曽念

わがやどゝかからあゐまきおほしれどこりずてまたもまかんとぞ思ふ

かゝゝあゐハ紅花ゝこゝゝあゐを蒔ゝ干ゝ成ゝ花ゝ成ゝ枯ゝ

ゝ成ゝ花ゝ枯ゝ成ゝ花ゝ枯ゝ成ゝ花ゝ枯

仙のようなる者とすなれば、和名抄素柘漢語抄云豆美、蠶新食しいひ
菜の類なるべし

霰零吉志美我高嶺乎険跡草取可奈和妹手乎取

あられふりきしみがたけをさかしみとくさとかなわいもがてをとる

あられふる柘植たなびくしげき峯のてこそ次ニそしらえて柘枝
をよめるなり、元亨釈書に増田の先、こる
よやあんきしみのこけを肥前風土記に杵島の郡杵
島岳、元亨釈書に肥前の国杵島の郡人の通ずること等し
匿媛刀理我泥盈こして杵島の岳に人の通ずること等し
いてる、宝亀元年伯耆の国の神主波斯多氏能
くにけしをさうみと云ることきかねてもとしたるの結び
ふるものくさのれが世とかなわとは彼者の岳きかねてし同じ

万葉三下 十五

こそなるこの詞の時しるべし、この歌は不得のこと和ハ下ニ出る歌なり、神武
紀ニ恰然過ぎ〻過者〻ふることなるべし同じ
なるべし、の岳きかねてハ岳にんとなれども岳にて鏡
もとへとかつまてもこそいつこそとあり、又拾遺十三巻ニ十羽紅仁
原みてかつの、率和宜時見ると、巻十一秋相聞和川辺大朝拍間和川は
遠ニ者を巻ニ和と也ことを用ひしとみゆれバ此歌の一の巻和ハこの稀やと
いふ同じく強しりと也る所かで巻ニ巻ニとなるべしとかれて、
妹ゐくもと和しいふ巻ニ柘枝といるハ左へ吉野の里女仙
巻ニ女ニの同じ歌ニ味稀と以男の川ニ巻ニて魚いるるこそ仙女
柘枝と化て流来て、七巻ニ巻ニ男それを取て垂ようる
そこき女なるこそをそ歩ニそこいつるべきる懐風藻の
詩ニ作れ、仁明紀の七巻ニ巻ニ巻ニ

枝と作りあるよそれとなく仙女の名を借りたるべし

右一首或云吉野人味稲與柘枝仙媛歌也但見柘枝傳無有此歌　長人の注なるべし

此暮柘之左枝乃流来者梁者不打而不取香聞將有

このゆふべつゝのさえづるのなかれとはやなかうてどうもあらん

やなうつは梁と作るといふ神武紀有作梁取魚者　梁此云異柳奈　古訓作梁

とやなうちてとあり或人云此歌の意昔の人がこゝを梁と打て柘枝と

得れ今は梁はうちもてあれば柘の流るゝも取さへんうと

といふなり

右一首　此下無詞諸本同　此七字及人の書入之

吉爾梁打人乃無有世代此聞毛有益柘之枝羽裳

いうへはやなうつひとのなのよせばこそもあらまし　つゝのえつこれも

こゝもあるまじ此はなしてあくとゝ後世傍が深切しなよ柘枝がとおもひて

ほうは花女と人名　朱一のばなしなどゝいふこゝろはいたれきゝ宮ちへ

中のゐこゝもあるべしとゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

此あるまじきまでゝ柘枝はなれまくあるまじとゝ

右一首若宮年魚麻呂作

羇旅歌一首并短歌

海若者靈寸物香　淡路島　中爾立置而　白浪乎

わたつみはあやしきものかあはぢしまなかのうへにたちておきてしらなみを

伊與爾回之座待月　開乃門從者暮去者塩乎　令滿

いとゝかめぐりのまちづきあのとゝゆはゆるれば夕をみてしめ

明去者　塩乎令干　塩左為能浪乎恐美　淡路島

あけされば塩をとゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

礒隱居而、何時鴨、此夜乃將明跡、待從爾、寢乃不勝宿者、
いそがくりゐていつるもこのよのあけんとまつるにいのねぬるかな
瀧上乃、淺野之雉、　開去歲、立動良之、　率児等、
たぎのうへのあさぬのきぎし　あけぬとたちさとりむらにいてそこども
安倍而、搒出年、爾波毋之頭氣師
あへてこぎでむ　みはもつけし
やさつみ、海神の名るとやそはあらていつ乃、地のの八かて者じ、紀伊と
阿波の間よりは入海八淡路のたちたるとみて、ひたの門よりは西まてさ
ゑく、伊予と伊豆の間まりぬと西八豆のはの海さ、まくむ、へせく
ゐよ、海、豆く、時戸の中よりは伊豆とをとく、歩行とそ、今千とい
さ、ひとよ、ぐ、ゆ、へ、ひ、う、で、半十七ゆ、寄、のさうるよ、の比見之米と
で、半二十ゆ、伝志米、ゆ、て、これ、ゆ、ら今見、今得、とみ、め、そ、め、

別るゆ、例と、ゆ、へ、ゆ、れ、八、ゆ、ゆ、ら、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
て、ゆ、の、あ、て、ゆ、き、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
の海さ、ゆ、
ゆ、
つ、ゆ、
從をかりとよりある俗ゆ、と宮ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、

反歌

島傳敏馬乃埼乎許藝廻者、日本戀久、鶴左波爾鳴
しまづたびんまのさきをこぎめぐらばやまとこひしく　つるさはになく
淡路島よりは西の方へ多くの海を行くとき、まへ、この海をとき、
後、遠き地をまもりとをいつゆ、
右若宮年魚麻呂誦之、但未審作者

譬喩謌　以系ようたくさんのしりぞけ給ふ

紀皇女御歌一首　天武皇女御孫皇女の作なるべし

輕池之納回往轉留鴨尚爾玉藻乃於丹獨宿名久二

かるのいけのうちもゆきめぐるかもだにかたもの上にひとりぬなくに

此ハ大和ニ在る市歌ニ安寧紀十一年作輕池とあるは、考二句池と水偏いそのまま

納ハ納の俗字

造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓歌一首　滿誓のすがたいづ、

佐ゝ波なみ志賀の白水郎と名乗りそ海人とは我れは成りにしを

鳥總立足柄山爾船木伐樹爾伐歸都安多良船材乎

とぶとりのあすかやまにふなぎきにきるとゆきつあらふねぞを

とぶとりは枕詞、すでに相模足柄歌集中あり　船材とは船をつくるべき

山にうゑ木材と伐るを、とゝ山きゝ木をつくるとあれど、宮考

歸ハ集中ゆくものゝ上にあるなり、さて白のまきはゆきつゝ毎年おくるべき

とよゝゆづるゝ毎のゝと思ふゝ毎年とよゝゝ毎年代て行

てゝりつくといつゝ、ゝくゝるゝとハ卿物と知り居ー女と代しーゝのはれ物

み物ゝゝ

太宰大監大伴宿禰百代梅歌一首　後紀天平十五年十一月

始て紙筆を鎮西府に乞れ、外從五位下大伴宿禰百世を副將ゝ

為ゝ十ゝ人の

烏珠之其夜乃梅乎手忘而不折来家里思之物乎

ぬばたまのそのよのうめをたをりもてきさとおもひしものを

ぬばたまの枕詞、たをりもてのたハ爰後、ゝ遠ゝ場ゝ上て惜ゝ

ゝゝ世ゝ世ゝ遠ゝ場ゝ上て惜ゝ

滿誓沙彌月歌一首

不所見十方、孰不戀有米、山之末爾、射狭夜歴月乎、外爾見
而思香

みそぎてらしつれてこひさらめ、やまのすそ、いさようつそをよそにみてこの
什集山際とする所なれバらしまいまの、なくもらんそぐれどゝ、ゝのち
ざよまをうかゝ月しいとゝハみそぐ、宮もちる米八年の程ようく、こゝし
ざゝんえさゝく山のそこいさよ月を抜こひざゝんえそぐもよそをよゝて
しうゝ三四二一五句とついでゝ、ゝ句ハよそ物ゝもえまりとよ
せといふ、女を月ようゝるものゝくゝ、そゝるんハあゝけゝ

金明軍歌一首　拔人ての資人なるゝ四下の拔寄まんゆ、聖武紀
ユ金氏を弱ゝるゝ、そゝる孫なゝん

印結而、我定義之、住吉乃、濱乃小松者、後毛吾松
さゝあゆひして、わゝのさゝあて、ゝ、ゝみのゝこのまゝまゝまつハのちしわゝのまゝ

まゝゝをさゝ孔さゝ女を陸ハゝるまゝと思ひ宮ゝゝ、義之をてゝのゝるよ
ゆひしゝるゝす翁のゝ孔よ乗ゝ、それどいまゝゝし、宮もちる義之ハ義之の
陸ゝ、年七歳十一よハてゝのゝるよ大王ゝもちるゝを合をゝゝるゝゝゝゝのゝ
王義之ハ手の師ゝゝゝゝゝゝゝ、さゝく義之ゝを大王ゝゝゝ、さゝ獻之
とゝ王ゝゝゝあれバこの大ゝもゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
手師ゝゝゝ和集中よゝつゝゝゝゝゝゝれバゝれるゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ、
例の捕れゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝれバゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

笠女郎贈大伴宿禰家持歌三首

託馬野爾、生流紫、衣染、未服而、色爾出来
つまゝゝふおゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
つまゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

あらぬ方に成れるこそ

陸奥之真野乃草原雖遠面影為而所見云物乎

みちのくのまののかやはらはるけどおもかげすてゝみゆるものを

陸奥行方知真野の草原とあるを一二の句にて遠けどとしいへる料のみ

とゝれどいつべきとゝらねどゝ以ハ例之ちゝ一二の句ハ新ちゝの

ちゝふかくちゝ也ぞ、ねとのをハ詞之

奥山之磐本菅乎根深目手結之情忘不得裳

おくやまのいはもすげをねふかめてむすびこゝろわすれのねつも

一二の句ハふるうてといへん序之詞でしるべきなり

藤原朝臣八束梅歌二首 時正一位大政大臣房前公の子、天平寶字四年名を真楯と改天平神護元年三月大納言正三位と紀ま見ゆ

妹家爾開有梅之何時毛何時毛將成時爾事者將定

いもゝのゝ家にさきたるうめのいつもいつもなりなむときをこそまめ

梅と時をかけていつもいつもとなるこゝろハ梅の實のなりぬるとをりて、

遊仙窟に梅の實のなりぬるとをりて、

妹家爾開有花之梅花實之成名者左右將為

いもゝのゝ家にさきたるうめのはなみのなりなるハかもせん

以ちのハあとゝ同じ意なり成なり者ハ成人のもじ

大伴宿禰駿河麻呂梅歌一首 大伴道足の子、聖武の御時天平十五年橘大宰良麻呂の謀連座して流されの反ゆ赦て、光仁の御時参議正四位下陸奥按察使兼鎮守府將軍となる

梅花開而落去登人者雖云吾標結之枝將有八方

うめのはなさきてちりぬとひとハいへどわがしめゆひしえだにあらめやも

ちりぬとハんのうれしるまゝとよ先ゝ冷ゝのおもゝ〳〵おもなれぬこゝ

[illegible]

大伴坂上郎女宴親族之日吟歌一首

山守之有家留不知爾其山爾標結立而結之辱為都

やまもりの有けるしらにその山にしめゆひたてゆひのはぢをつ

坂上郎女の女二人ありけり姉を坂の上のいらつめと号し妹を坂の下のいらつめと号す又姉は坂の上の郎女と号し妹は坂の下の郎女と号す

[illegible]

大伴宿禰駿河麻呂即和歌一首

山主者盖雖有吾妹子之將結標尓人將解八方

やまもるはけだしあれども吾妹子の結しめを人のとかんやも

けだしは若しといふなり[illegible]

[illegible]

大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌一首　伯母なる女

[illegible]

朝爾食爾欲見其玉手如何為鴨後手不離有年

あさにけにみまくほりするその玉手をいかにしてかもてゆのちかんあさにけにみまくほりするその玉手を常なるものとなりてあらんや

娘子報佐伯宿禰赤麻呂贈歌一首　此歌の中に佐伯宿禰

赤麻呂何氏のぬしなる歟考てそべきと考し儒有也歟然し此ものべー
千磐破神之社四無有世伐春日之野邊粟種益乎
ちはやぶるかみのやしろしなのゝとしせばかとぐのめべるあれまきのゝを
神の社ハ名妻といふ人名よめしなくハ是ぶんとしるんぬとしるよ粟蒔と
かてくへくるく

佐伯宿禰赤麻呂更贈歌一首

春日野爾粟種有世伐待鹿爾繼而行益乎社師留鳥
かすがのゝあはまけるせばまつしかのふつぎてゆのまをやしろとしるを
そのいへるゆくちるゝバ鹿と待をも庶のやくよ歟よ待てもをるん歟
をそこなるゝ神のまゝハ人を色ハ人ぬとしるゝ社神しるる四ど、
もるハをゝまりるをまゝ次のあよ認てまゝ宮ゝ鳥ハ
戸毋二字の誤ゝ、やしろゝとよむべー姫ゝ歟ゝ神ゝ社ゝ

せをとあるかよ社ハ志ゝ社ゝゆんとゝ待鹿の誤字なるん歟考
べきといふを

娘子復報歌一首

五祭神者不有夫爾認有神曾好應祀
わがまつるかみよハあらじまををふとあるかみをよくまつるべき
あるる神とハ志ゝとあるとよあるふはゞをゝ姫るのまをんとむる神
ゝ志ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ歟ゝ
よくゝ学ゝあれのゝと踏るゝ齋明紀のゝよいゆゝと都那遇（ツナグ）
うゝべのゝくゝさのゝゝを考十六よ認河邊ゝゝゝ考ゝ考ゝれば
ゝゝゝ

杜の後ろ〳〵わづかつるやしろはあるべしとあるべんのこと稱うん

大伴宿禰駿河麻呂嬬同坂上家之二嬢歌一首　巻四 注

小田村大嬢坂上大嬢并是右大弁大伴宿禰麻呂卿之女也、卿居田村里、号曰田村大嬢、但妹坂上大嬢者母居坂上、仍曰坂上大嬢、宿禰麻呂卿第三子、幷此二嬢、同母坂上大嬢也、

兄を家持の嬢として遂よ得ることを願ひ、後河内を兄を家持の嬢として遂よ得ることを願ひ、

ゆるぎ〳〵ふよりとく〳〵ばけ〳〵と立て寄ものれど得ることをよめる

ハるゝ〳〵で、家持よりなる後河内を思ひ絶しなる

春霞春日里爾殖子水葱苗有跡云師柄者指爾家牟

はるかすみかすがのさとのうゑこなぎ　なへたるといしえさしにけん

古今里之とるべしよろ、殖こなぎハ和名抄水葱藪水菜可食也、

式供奉の雑菜の中ニ水葱あり、ひとしなべたるべきなり、

小〳〵うゑハ生ることをよべてハ、字面まるでいて、柄ハ枝ぶり

片なりこといひしのこと、ハ程なるべんと、ひしたるべきよみ

始生るなるべ

大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌一首

石竹之其花爾毛我朝且手取持而不戀日将無

なでしこのそのはなにもがあさかたてとりもちて　こひぬひもなん

手ごのハ花ごのこと、こひぬなちんの日のおもんつきてこと

大伴宿禰駿河麻呂歌一首

一日爾波千重浪敷爾雖念奈何其玉之手二巻難寸

ひとひにハちへなみしきておもへども　なぞてのたまのてにまきがたき

端詞ハ同女ニ贈るべきなり、敷ハ重〳〵と波といへばなほ

大伴坂上郎女橘歌一首　右の女と後にうたへるものなどいとけて母のよめるなり

たちばなのをとこ山にたちてなくうぐひすをだにかもとなきつべし

橘乎屋前爾殖生立而居而後雖悔驗将有八方

たちばなを屋前にうゑおほしたちてのちまくゆゑしるしあらめやも

右の歌は或は云はく、この歌は或る人の和答なりといへり。

或歌一首

吾妹児之屋前之橘甚近殖而師故二不成者不止

わぎもこがやどのたちばなしたぢかくうゑてしゆゑにならずはやまず

いくばくかをつさてお位んうぶは来遂ざりめやはとりとうるう橘の必ずなるよりとふ心なり　おもとのうた

市原王歌一首　安貴王の子、後紀天平十五年五月に位より従五位下を授けたまふ

伊奈太吉爾伎須賣流玉者無二此方彼方毛君之隨意

いなぶきにきすめるたまはふたつなしこなたかなたもきみがまにまに

いなぶきは神代紀に髻華とあり、頂に巻きたるのきいくさの物なり、玉は物の名なり、頭に帰る数しのむの玉をくくりもちたる所なり、一つの大きなるむをといふ、翁はそれさ、宣もちる伎は笠をきるるどのきるる同じ、伎はおくといふむなるは伝まで、二つなりしはものの数とりまはあるべし、伝るものをぐひきよりえぐひをもといくんがめしいつ、さく君一人をもてうつはあんまからんみも君がのもとふよりなのひとりつへ此方彼方かてもかくももも引べし

大綱公人主宴吟歌一首　後紀宝亀九年大綱公廣道と云へる人

されハ綱ハ誤まて、綱なくんの、可氏姓氏部ハ尺えて

須麻乃海人之塩焼衣乃藤服間遠之有者未著穢

ものあまのしをやきぬのふぢごろもまどをかあれハいまぐさきなれず

藤布の織目のあらくる遠きを住吉の程遠きよりいかなるゝ氏子のハ

おもまくあをまくてくよえなれぞよめる古事なるをとるくてゝ

此家ことまくまると今るを住吉よりをなせり

大伴宿禰家持歌一首

足日木能石根許其思美菅根乎引者難三等標耳曽結焉

あしびきのいはねこゞしみすがねをひのばかゝみとしめんのみぞゆゝふ

鳥ハ雪の誤なる名ハ四つ、こゞしみハ凝こと、菅ハ山菅なく麦門冬せ

れゝ根ハ引よりもゝぐさきあなれバ引やもくひのばかゝさ女とんの事ま

外くるるほゝ

挽歌

上宮聖徳皇子出遊竹原井之時見龍田山死人悲傷御

作歌一首　推古紀元年四月廐戸豊聰耳皇子をゝ皇太子なる

十月の、竹原ハ光仁紀雄伯宮ま至ゝ、車駕龍田道ゝ竹原

行宮ま還到と有、竹原ハ河内ゝ

家有者妹之手将纏草枕客爾臥有此旅人恥

いへなるハいもがてまきまくらたびにこやせるこのたびとあれ

こやせるもくやるゝいひくゝ所のの古語ゝ、推古紀廐戸皇子命斤岡

を遊びまゝ母道ま飢人の叫ゝるを見るまして、志賀てるかくをうやまふ、

いひまゝ志てこやせるそのたびとあれ、おやもまみなれまるとけめや、さ

もゝけのきみ、おやなるゝいひまゝ志てこやせるそのたびとあれとゝ

そもまこゝふたへのさまなるゝこのハ反ま擬化せるものなゝ增田

般八陂ノ誤

[illegible]

大津皇子被死之時磐余池般流涕御作歌一首　般目録ニ陂ニ作ル

陂を作ることよりて、大津宮ニハ天武天皇第三皇子大皇子ニ叛き
[illegible]
[illegible]

百傳磐余池鳴鴨今日耳見哉雲隱去年

かずづたふいはれのいけになくかもをけふのみてやくもがくりなむ

[illegible]
[illegible]

風藻ニ金烏臨西舍鼓聲催短命泉路無賓主此夕離家向何處

右藤原宮朱鳥元年冬十月

河内王奏豐前国鏡山之時手持女王作歌三首　持統紀

八年四月筑紫大宰率河内王等大肆宴于大宰府[illegible]

王之親魄相哉豐國乃鏡山子宮登定流

おほきみのたましひあへやとよくにのかがみのやまをみやとはるる

此後忌ハ之の心叶ひくむつりくおぐせばはやとうくむつりまあへや

八年千四ニ霊合者あひめるものをとよるるぞし、あへやハあへバやの

なを雲ゝる例ニさてたるいつあく府ゆる遠き所ゆる奏つれバうく

よみさまつく、ゆる、ゆるゝハゆる常ゆ有ゆ回ー

豐國乃鏡山之石戸立隱爾計良思雖待不来座

とよくにのかがみのやまのいはとたてこもりてがるるふたらし、まてどきまさず

[illegible]

石戸破手力毛欲得手弱寸女有者為便乃不知苦

いそとわるこだうろもがいこよるきをみるふあれだちくべのうらなく
神代紀乃公御手細開磐戸窺之時手力雄神則兼天照太神之手引
而奉出といふをよるあるは此女を八河内王の妻ときく太宰府にて読
ふるものこのうたをしらるる

石田王卒之時丹生女王作歌一首并短歌　丹生女王の字

脱ふるは、目録には丹生王とあるを、二字ふ伝しれぞ

名湯竹乃十縁皇子　狭丹頬相吾大王者　隠久乃
なゆたけのこもりをよるみてさふづらふわがおほきみはこもりくの
始瀬乃山爾神左備爾伊都伎坐等玉梓乃　人曽言
はつせのやまにかんさびにいつきいますとたまづさのひとぞいひ
鶴於余頭禮可吾聞都流枉言加　我聞都流母　天地
つるおよづれかわがきくつるまがのごとくこのわがきくつるもあめつち

爾悔事乃　世間乃　悔言者　天雲乃曽久敞能
ふくやきごとのよのなかのくやしきことはあまぐものそくへの
極　天地乃至流左右二　杖策毛不衝毛去而夕衢占問
きはみあめつちのいたるまでつかもつのごとゆきてゆふけとい
石卜以而　吾屋戸爾御諸乎立而挽邊爾齋戸乎
いしうらもちてわがやどにみもろをたてまくべにいはひへを
居竹玉乎　無間貫垂　木綿手次可比奈爾懸而
をたまだすまをまをなくぬきしでゆふつけかひなにかけて
天有左佐羅能小野之七相菅　手取持而　久堅
あめなるさらのをのなかのなかすげてをとりもちてひさかた
あめれるさらのをのなかのなかすげてをとりもちてひさかた
乃天川原爾　出立而　禊身而麻之乎　高山乃
のあまのがはらにいでたちてみそぎてまをしをたかやまの

石穂乃上爾伊座都流香物
いそのうへにいませつるかも

ちゆけのざふつらく桃園、とをうるこゝろは海のことやうちうとりて、さふ
でゝ和歌のうるはしきおもしろやうくん、こゝろこの桃園
ゆくさびよいつさいはそとはみようるうて八良作く爾とりて治郎ふ
美わるを神ざびせんとていつれまゝいつく、むづきハる考る
又の使といふそのむづさといふくるぐ伝あれどさぐのかゝまで、ちあう
みちのくゝ留女のくゝ中ふむづけといつものとかさみよおくるゝ、
とゝ桃生郡むゝ造形るどの山をうゝて八ろよゝくゝおつき紙とおて
信ぶさま五十程ばのそこ、こゝ形びやくくるの郡よりを知ことゝ人の信
ときろわいつて、五義さちやく村井敬義がみちのくへ行て留ゝ時、こゝ形
びゝる紙とゝくゝ、志のかくれゝとやつ、いすくゝゝせ一わざゝゝあり久ゝ、

おゝよゝ、れの流言ゝ、まゝごゝとの横言ゝ、宮巫ゝちゝくゝ狂の狂の語ゝくゝたゝむゝゝ
よゝゝべゝゝといつゝ、ゆゝつるゝものゝしゝのゝくゝゝ考ゝ五遠隔乃極とゝて、
ゝくゝへのきゝみ刑ゝ式祈年祭祝詞ゝ、天能壁立極国能退立限と
いゝて同ゝじゝく遠ゝく隔れるゝこゝゝ、久ゝけゝどゝひゝハゝタゝつゝの道のちゝくゝゝよゝゝう
同ゝのゝくゝゝすゝ知、石ゝうゝくゝ石ゝを踏て古ゝつゝすゝ、素行紀柏峡大郎の
やゝどゝゝくゝゝまゝ郎の石ゝを柏葉なゝて挙ゝんゝとゝのゝゝゝひて躍ゝゝのゝ
時、柏のゝくゝ大虚ゝよゝゝとゝゝ、れゝゝくゝゝを踏石ゝといつゝゝゝ、ゝゝくゝ此
句の下五ゝゝ七ゝゝ二句ゝゝゝゝゝる、ゝゝ、みゝちゝゝくゝゝハゝ神の法宮ゝと斎ゝゝゝ、
いゝゝゝゝゝへゝ行ゝゝゝゝゝ、ゝゝ同ゝくゝゝゝゝれゝど例ゝゝゝゝて古ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

とりつるのくに宮もちこハなりよりけと訓べし集中みちのくのとよのさと
ぐ〻ちまいことある七夕ゝ節の夕べ　うつ板ハ夢を開
るゝハ大祓詞ハ天津菅曽ゝ　岩根ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝをとよみ天神地祇ハなつとみのことをきゝたまひ
をの川原ゝ　ハ物ゝ天地の限ゝ　ゝ　ゝ
ゝ言ゝ　ゝ　ゝ

反歌

逆言之狂言等可聞高山之石穂乃上爾君之臥有

おゝよづしのまこのごゝかゝゝ　ゝ　ゝ
このゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ逆言とさのごゝ　ゝ　ゝ
ゝゝゝ　ゝ　ゝ

石上振乃山有杉村乃思過倍吉君爾有名國

いそのゝゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

同石田王卒之時山前王哀傷作歌一首　山前王ハ忍壁皇子の出るゝ　葦原王の父ゝ　侯紀書老七年十二月從四位下ゝ卒

角障經石村之道乎朝不離人乃念作

角障經石村之道乎　朝不離　人乃念作

通計萬四波霍公鳥鳴五月者菖蒲花橘

かよひけゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

字玉爾貫一貫交　獲爾將為登九月能四具禮能時者

ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　

だれをかまたまつのしたれのとさハ
黄葉乎折挿頭跡延葛乃彌遠永（一云松田葛根及弥遠長余）萬世爾
もみぢをかざしなんとたまつのいやとをながくよろづよに
不絶等念而（一云之ヲ念ヒ熟ル而）大船乎将通君乎婆明日従（一云君乎拠明日者）外爾
たえじとおもひてかよひけむきみをバあすゆ
可聞見牟
かもみむ

此五の歌いとをかしきまでかなるべく、藤原朝の家ぶりなるべし、新さ
らぬ詞にて別日くのるん、明日つかハ下の新かざんといふ句よりいでて
ゆくべしとをひくよりいふ、をひくんハいとはるく、あやめぐさうく、天智紀童
謡ふまでれハおのゞえぶ〳〵なれどだれめくときおやどをふ
まずて、拙と侍る是ならて古きものゝ又聖武紀天平十九年九月太上

天皇の御ふなハ五日の節菖蒲縵セることゝ侍るやうにあヤメより菖蒲
縵あるべしハ宮中ハ入こなるれとも、たゞくるの枕詞、赤の一句のミ
無こゝとのべるも一つの抜く或なのぬきゆ〳〵くるのあいやとかなるべく、
大よものなりしのそいハいづれそよし、きみとわそゆのとあるハ上ろ、
明日香の香一なる者あるをよりて、

右一首或云柿本朝臣人麻呂作　人麻呂の歌ハ此べきものて
あるべし、後人の入しなる

或本反歌二首　たの反歌ハ此べきものなるべし

隱口乃泊瀬越女我手二纏在玉者亂而有不言八方
こもりくのはつせをとめがてまきたるたまハみだれてあわといハずやも
たのしたあるゝ紀皇女と申ことくて、さて孔てもそ〳〵みちるとも
いつなるべしけ皇女泊瀬ハてうよ侍るちるあるべくかくよあるなるん

河風寒長谷乎歎乍公之阿流久爾似人毋逢耶

かぜのさむさはつせをなげきつゝきみがあるくるほるひとしあへや

元ハ妻伴ニ行クヤウニ紀ヲ如法ニ思ヒ慕フ歌ニ

ひ[illegible]ろの夫ちをとゝひろまへかなるべし、ゆく人しあへや、ハ

如[illegible]人ぞ[illegible]あへといつゝ

右二首者或云紀皇女薨後山前王代石田王作之也

山前の王のゝとなりせつゝ

柿本朝臣人麻呂見香具山屍悲慟作歌一首

草枕羇宿爾誰嬬可國忘有家待莫国

[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ひのやどりにたのつまのくふことまちくるいへまもちくふ

嬬ハ[illegible]れど夫なるべし、いへまもりをかくらう、宮もちゐの

伝ヨ莫ハ真の誤にて、いへまもりあとゝそれき、岩十一ヨとぞ

めなとゝ[illegible]めてゝ[illegible]久家莫国、この莫と古本真とあれハ別の説論

なくよろきぶくるれとゝ、岩十四ハ射良たゝくにとの[illegible]ハ[illegible]

ものゝとき千五ゝ[illegible]射[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

なし、伊勢那伎命の芙蓉は去るひ幸して女神と逢ませりるとと
かくしまるこのこ、みまるをつ絵を書ひて、道の八十くま毎に
白ー行つゆのは、逢ひるるもしあーんふくん

土形娘子火葬泊瀬山時柿本朝臣人麻呂作歌一首

隱口能泊瀬山之山際爾伊佐夜歴雲者妹鴨有牟

こもりくのはつせのやまのやまのまふぢさよふくもはいつもしのしまわらむ

大美の惜とをしとひるをせりしば弓者七ち、ふりくのくつをの山よ歌三

されびくをしはしく歌ふと

溺死出雲娘子火葬吉野時柿本朝臣人麻呂作歌二首

山際從出雲兒等者霧有哉吉野山嶺霏霞

やまのまゆいづものこらハきりなれやよしぬのやまの峯わされびく

山のるよりと出るをとつ仕ふ、人も等しくる例あり

八雲刺出雲子等黑髮者吉野川奥名豆颯

やくもさすいづものこらぬくるのみよしぬのおきなづさ

過ぎの方ぬくさくさく大美の方をべこをばこそおぼせり、やくも

さす枕詞川ぬ岸より遠をを仲といふと

過勝鹿真間娘子墓時山部宿禰赤人作歌一首并短歌

旧本朱書云東語云可豆思賀能麻末能氏胡、これをよるハ考十九

まくそれハ容の世よりぐれなるなくの男の爭ひこまをて、

こづのをまるの沉る流く死ちんゆ、ばかりをハおこるなん

真間八十伯国蓄飾所之今者有

古昔有家武人之倭文幡乃帶解替而盧屋立、

いにしへあるけんひとの志づまくのおびときかへてふせやをて、

妻問為家武勝牡鹿乃真間之手児名之奥槨乎此間登波

つまぐひ　けんかつのの　まゝのてこれが　おくつきぞ　こゝとは
聞抒　真木葉哉　浅有良武
きけどもの　そゝやまつげの　こゝんまつぶねや　ごかくひさーさ
松之根也　遠久寸
言耳毛　名耳毋吾者　不所忘
こゝのみも　なのみもられは　わすれこゝろ
倭文ハよる出　来千一る古の　きづゝ常と　結ひこれといれば　くゝも是
のゝまゝ　虚屋主ハ　著ハ　ふせやゝ　ふせやゝ　集中ハ　思ふせとも
古河のゝ　ふせやゝてゝ　ふせやゝ　ふせやゝ　集中ハ　思ふせとも
山せゝ　ふせゝ　よりも　なてハ　まゝ　ごひせん　料ゝ　虚と　遠ゝ　たりへつま
ごひもるゝ　ハ　先ゝ　屋ゝ　ゝ　ゝ　ものゝ　そのゝ　つまぐみ　ふやへぶ
きつくゝ　よみ　ゝ　ゝ　井ゝ　宮ゝ　伝ゝ　しゝ　ゝ　つまごひ　ハ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
後但解のゝ　ゝ　ゝ　人の妻　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

牡ヲ壮ニ誤

麻ハ座ノ誤カ

もなかの歌をよみて、五寺まで人々ところといふ

勝壮鹿乃真々乃入江雨打靡玉藻苅兼手児名志所念

かつしかのまのいりえにうちなびくたまもかりけむてごなしおもほゆ

生田の川を渡りて、かくいへるまくべし

和銅四年辛亥河邊宮人見姫島松原美人屍哀慟作歌

四首　此詞は巻二に全同にて出でたり、こゝの歌は女の屍を見て傷めるなり、こゝにしるすは此の詞は巻二の詞に入れて入るべきものなり

加麻播夜能美保乃浦廻之白管仕見十方不怜無人念者

かばやのみほのうらわのしらつつじみれどさぶしなきひとおもへば

上の詞は遠江の国に徳万呂の歌、此歌は巻二の歌

ふるゆきをしのぎてさくはるのはなかぐはしきかもたれかしるらむ

えび、詞はいづれも好忠の作なり、美保のいとゝ

惜ヲ情ニ誤

梅はよのあるもの、五人とよみたるも久米若子とよみたるも、麻八座の誤り

或云見者悲霜無人思丹

見津見津四久米能若子我伊觸家武礒之草根乃干巻惜

裳

みつ〳〵しくめのわかこがいふれけむいそのかやねのかれまくをしも

みつ〳〵しは、よつぎ〳〵さくあるべきなり、それのいも愛情

人言之繁比日王有者手爾巻以而不戀有益雄

ひとごとのしげきこのごろたまもらばてにまきもちてこひざらまをも

多井の原のむまくあらばく

妹毛吾毛清之河乃河岸之妹我可悔心者不持

いもわれもさよみのかわのかわぎしのいもがくゆべきこころはもたず

たゝ二そあるのみなるべし、校訂は入るまきまあるぬを孔て入るものなり、

はるみの門八者二浄之宮ニまゐ、ぬるの法乃原の川なるべし、さく、て
はるみの門を、ひ、ぬ八ばなびひ、ひ、ぬ八法く二心ゐき、さまく、岸のくゑ落る
より悔るふてけゐ、者十四陸奥のみ、しの陸の岩くゑの長の物
べきこ八ゑ、ゑ、ゑ、

おかきこ
をあるぎこの、みてとかしこみ、おりあるきのときこよハおるねどくもがくりまま
あるきこハ荒籬の野まゝ、殘をいて、下ゝ荒廢そら自經死ゝゝゝゝ四ゝゝ
ぬゝてといつゝ私くゝゝ殘の所ゝ地ぬゝゝゝゝ

平ヲ乎二誤

之牛ハ牽ノ誤

命者齋　一手前坐置而　一手者木綿取持
みことハいそひべをまへゝすゑおきて　ひとてハゆゝとゝ
一手者　和細布奉　乎　閤幸　座與　天
ひとてハにぎてにまつりたてひらけくまさきくませと　あらん
地乃神祇　乞禱何在　歲月日香　茵花　香
つちのかみにこひのみいのるとしつきひかの　つゝどれ　みるへる
君　之牛留鳥　名津匝乘與立居而　待監人者
きみのいくあみのなづさひとんとたちてゐて　まちなんひとハ
王之　命恐　押光　難波國爾　荒玉之
おゝきみのみことかしこみ　おしてるなにはのくに　あらたまの
年經左右二白拷　衣　不干　朝　夕
としるよてよさてにしろたへの　ころもてほさで　あさよひて

在鶴　公者　何方爾　念座可　鬱蟬乃　惜
ありつるきみハいかなるまにおもひませかの　うつせみの　をしき
此世乎露霜　置而　往監　時雨不在之天
このよをつゆしもおきていまはゆく　しぐれふるあめにあらずして
天中のそらハ祈年祭祝詞ニ四方国者天能壁立極ニて白雲能隠居向伏限ト云フ同ジクそらのそらとなりてとこしへにハ天地のかぎりまでとき
武士ハ弓矢ノそなへハ說苑ニ矢能ハ仕事ト云フ仕事ハ弓矢ニ
為つ御代ゝをかねてかくいへるなり　久表後皇和ともあるべきとおもふ
主殺ハ書紀ニ見ヘたれども不書きぬ　外宮とハ宮城門をいひ　衛門府ハ
内宮とハ閤門をいひ　兵衛府ハ說苑ニハ衛つ府の門初の
物初ハ兵衛府ハ說苑ニハ衛つ府の門初の
陣つものりとをもしるべし　玉葛枕詞　いや遠ハ遠くとかく
陣つものりとをもしるべし　玉葛枕詞　いや遠ハ遠くとかく
坂田使ハつきて他国へ出立ハ　功と立

先祖の名をも絶えんと、父母妻子の後を弔ひ、
親とゝやまひて、ゆかしき日、さて居て後ゝ日の
うんるゝを毎の齋ひ行さまあん、まぎれ人ハ絹をもぐりて、卒をしたゝ手
を信ずるよりさきに例を引くゝ、ひのうんゝ、ハいつて後ゝ
つゞ花ハ枕詞、あらくるたゝハその花の面をいひて、後庵をとゝ、
をもハ香をかぐりゝ例べしゝ、ふくまをかぐりゝ
いつて、之半二字或ハ牽一字ゝ、幸面多ゝ、ゝくあみめと
例て枕詞、留多ゝ、ゝ川ハ罪細ハ多ゝ、ゝ
るゝ、ゝ、ゝ、遠ゝ、道ゝ、ゝ、ゝ、

吉

わきもこがみしとそのうらのむろのきはとよみあれどみしひとそなきこ

福の浦は備後之和名抄檀一名河柳無呂とあり、孝千五天平八年新羅

へ使人のあらはるもの中に、たるれの宮の樹とよめる二そそ、それも鞆浦

をもて備中の神嶋の辺のよしなれば、こゝと同し鞆の浦の檀の事も

らん、天本草にたるは形考べきなり、書をもとめくよりあるも

鞆浦之磯之室木、将見毎相見之妹者、将所忘八方

らのうらのいそのむろのきみむごとあひみしいもはわすらえめやも

おもへいとあををるへしこ、孝千七なれそまそるむろのあそうがく

もえしこさはをるこゝをるかもこゝ

磯上丹根蔓室木見之人乎、何在登問者、語将告可

いそのへにおねはむろのきみしひとをいのなりととはゞかつぐんこの

人はいのなりとむろのあをとはゞ

こゝをもいへゝむろのあををもとゝはゞこゝをもとゝはゞ

なかれいなで

右三首過鞆浦日作歌

與妹来之敏馬能埼乎、還左爾、獨而見者、涙具未之毛

いもとこしみぬめのさきをかへるさにひとりてみれば涙ぐましも

みぬめのはまは国、ゆるさのさはさるまん

去左爾波、二吾見之、此埼乎、獨過者、情悲哀

ゆくさにはふたりわがみしこのさきをひとりすぎゆくこゝろかなしも

哀一本喪ゆくさのさはゆくこのさきの向一

一云見毛左可受伎濃 毛の句、又殺とせどもあるこゝ書ちゝ

なりこゝをばこゝ婚ぬこゝ

右二首過敏馬埼日作歌

還入故郷家即作歌三首

人毛奈吉空家者草枕旅爾益而辛苦有家里

[illegible]

[illegible]

[illegible]

資ヲ仕二誤

君爾戀痛毛為便太美蘆鶴之哭耳所泣朝夕四天

きみまつとひとりこもちべなるみあしたのゆあさよひみて

いそもはりくれゝ事をなるおしうのやくいをまつ芦鶴芦鹿なり

なるこのあとをとてゝ世とあさよひとひて生ゐといふとゝ

遠長將仕物常念有之君師不座者心神毛奈思

ぶらなるのくつのくもものとおもへきみしまねばこゝろどもなし

こゝろどハ利心しあるふほ

若子乃匍匐多毛登保里朝夕哭耳曽吾泣君無二四天

みどりこのはいたもとほりあさよひにねのみぞわがなくきみなしにして

みどりこのやくいをとなくこゝ宮ゆを齊服紀ようつくしき阿我倭柯枳古弘

しあれバわきこのゝ世べゝしもとり、こゝろもうハ桃細とよあゝ

右五首資人金明軍不勝大馬之慕心中感緒作歌

今仕人〻ゝ品本資人也ゝよる慕の下述の字方べ〻資人ゝ軍防令ゝ大納言百人と有ゝ天平光三年の紀ゝ見ゆる事〻

見禮杵不飽伊座之君我黄葉乃移伊去者悲喪有香

みれどあのぶでいまゝきみがもみぢのうつろいぬれば かなしくもあるこの

ぶのいまゝ愛ゝ

右一首勅内禮正縣大養宿禰人上使檢護卿病而醫藥無驗逝水不留因斯悲慟即作此歌　職令義解ゝ内礼正一人掌宮内礼義ゝ

七年乙亥大伴坂上郎女悲嘆尼理願死去作歌一首并短歌　左注ゝ有ゝ此尼新屋ゝ和銅七年五月安麻呂ゝ

のはゝ此ゝ尼ゝ居ゝ世ゝ事ゝ死ゝ

楞角乃、新羅　國從、　人事乎、　吉跡所聞而、問放流
たくづのの、しらきのくにゆ、ひとごとを、よしときかして、とひさくる、
親族　兄弟、無國爾、　渡来座而、　天皇之、　敷座
うからはらから、なかりけるくにに、わたりきまして、すめろぎの、しきます
國爾、内日指、　京思美彌爾、　里家者、左波爾雖在、何方
くに、うちひさす、みやこしみに、さとは、さはにあれど、いかさま
爾、念鶏目鴨、都禮毛奈吉、佐保乃山邊爾、哭兒成、　慕
に、おもひけめかも、つれもなき、さほの、やまべに、なくこなして、したふ、
来座而、布細乃、　宅乎毛造、　荒玉乃、　年緒長久、
きまして、ぬ、さ、の、いへをも、つくる、あらたまの、とし、のを、
住乍、　座之物乎、　生者、　死云事爾、　不免、
すまひて、いまし、ものを、いくるひと、しなば、しぬことは、のがれず、

物爾之有者、憑有之、　人乃盡、　草枕、　客有間爾、
ものにしあれば、たのめるし、ひとのことく、くさまくら、たびなるほどに、
佐保河乎、朝川　渡、　春日野乎、　背向爾見乍、　足氷木乃、
さほがはを、あさかはわたり、かすがぬを、そがひにみつつ、あしひきの、
山邊乎指而、晩闇跡、隱益去禮、將言為便、將為須敵不知爾、
やまべをさして、ゆふやみと、かくるまでに、いはんすべ、せんすべしれず、
徘徊、　直獨而、　白細之、　衣袖　不干、　嘆乍、
たもとほり、ただひとりして、しろたへの、ころもでほすに、なげきつつ、
吾泣涙、　有間山、　雲居　輕引、　雨爾零寸八
わがなくなみだ、ありまやま、くもゐたなびき、あめにふるらむ
たくづのの枕詞、人事ハ他国ニ人言ヨリ聞きて、ハ左注ニいつる遠くを
徳ヨ感して、聖朝ヨ帰化ものあれ、ハ、ものを、乃、ハ、比

作業斯良受、光仁紀 誰 我語比作氣年熟 我同作氣年 止

[illegible]

反歌

留不得壽爾之在者敷細乃家後者出而雲隱去寸

[illegible]

右新羅國尼曰理願也遠感王德歸化聖朝於時寄住大納言大將軍大伴卿家既逕數紀焉惟以天平七年乙亥忽沈運病既趣泉界於是大家石川命婦依餌藥事往有馬温泉而不會此哀徂郎女獨留葬送屍柩既訖仍作此歌贈入温泉

[illegible]

十一年己卯夏六月大伴宿禰家持悲傷亡妾作歌一首

從今者秋風寒將吹鳥如何獨長夜乎將宿

六月のいとまあるひとに

第大伴宿禰書持即和歌一首

長夜乎獨哉將宿跡君之云者過去人之所念久爾

ながきよをひとりやねんときみがいへばすぎにしひとのおもほゆるかも

芝付の人も招いねがてぬもんといふくおもかゆるかのふいひおもて

歌く詞く、拾穂本去の下之のてのて

又家持見砌上瞿麥花作歌一首

秋去者見乍思跡妹之殖之屋前之石竹開家流香聞

あきさりてらばみつつしのべといもがうえしやどのなでしこさきにけるかも

又家持作歌一首　七月五日

移朝而後悲嘆秋風家持作歌一首

虛蟬之代者無常跡知物乎秋風寒思努妣都流可聞

うつせみのよはつねなりと知るものをあきかぜさむみしのびつるかも

花見の肌そくきよハ水よりもたらりのもろくきく

借ヲ惜ニ誤露霜ヲ霜露ニ誤

又家持作歌一首并短歌

五月屋前爾花曾咲有其乎見者情毛不行愛八師

わのやどにはなぞさきたるそれをみれどこころもゆのべもすがしも

妹之有世婆水鴨成二人雙居手折而毛令見麻思物

いもがあるせばみづかもなりてふたりならびゐてをりてもみせまし

乎打蟬乃借有身在者露霜乃消去之如久足日木乃

をうつせみのかりなるみなれば露しもの消ぬるごとくあしひきの

山道乎指而入日成隱去可婆曾許念爾胸已所痛

やまぢをさしていりひなりかくりかばそこおもふにむねぞいたき

言毛不得名付毛不知跡無世間爾有者將為須辨毛奈思

いひもえなづけもしらぬとなきよにあらばせんすべもなし

此時なりてハ時のやとりつゝ、惜旧本借とそよる、改易ハ借れる也のん

きとゝ、ぎ、ゆ、みづかるゝ可流身ぞ、ハ、ゝ、霜露一夕露霜と
ぞよそ、そらみつやまとそれとはすふも

反歌

時者霜何時毛將有乎情哀伊去吾妹可若子乎置而

ときゝ、もいつもあゝんをこゝろいさゝ、わぎもの、わくごもおもて
けもとべきてよまぐりけるきまと物乎ゝ、ゝ、ゝ
いゝ、ハかゝけゝ、ゝ、ゝ、ゝ、わぎもの、かゝ、載のゝ、ゝ、ゝ

出行道知未世波豫妹乎將留塞毛置未思乎

いでゝゆくみちをゝませバかねてもつゝまとゝめむせきもおもまを
豫ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ

妹之見師屋前爾花咲時者經去吾泣涙未干爾

いもゝのみゝしやどゝふゝなゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ちのもゝのゝ句ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、

佐保山爾多奈引霞毎見妹乎思出不泣日者無

さほやまにたなびくかすみ見るごとにいもを思ひでなきぬ日なし

大美の御ゆめ歌をもあくれむ

昔許曽外爾毛見之加吾妹子之奥槨常念者波之吉佐寶山

むかしこそよそにもみしかわぎもこがおくつきとめばはしきさほやま

はきの花をよめる

十六年甲申春二月安積皇子薨之時内舎人大伴宿禰家持作歌六首 後紀天平十六年閏正月己巳安積親王縁脚病従櫻井頓宮還丁丑薨時年十七己卯職員令内舎人九十人掌帯刀宿衛供奉雜使若駕行幸衛前後者

掛巻毋綾爾恐之 言巻毛

齋忌志伎可物吾王

かけまくもあやにかしこしゆゑしきこのもりのれをきみ

御子乃命萬代爾 食賜麻思 大日本 久通乃京者

みこのみことよろづよにめたまはましおほやまとくにのみやこは

打靡春去奴禮婆 山邊爾波花咲乎為里河湍爾波

うちなびくはるさりぬれば山べには花さをりかはせを

年魚小狹走彌日異 榮時爾

あゆこさはしるいやひごとにさかりのときに

逆言之 枉言登

あゆこさはしるとはよづれのたはごとの

加聞白細爾舍人装束而和豆香山 御輿立之而久堅乃

かもしらたへにとねりよそひてわづかやま みこたたしてひさかの

天所知奴禮展轉泥土打雖泣 將為須便毛奈思

あめしらぬれこやるびにつちなけど せんすべもなし

ぴ[illegible]ま八倍のあ[illegible]く[illegible]久、大日本[illegible]大八洲の主と久迩京ハ

山城国相楽郡、續紀大養徳恭仁大宮とあり、まさきのかづらたえずしきたへの
ればかはのほとりにまさきなれば、平島里と、和名抄為里とあるは誤なるべし。日ゆけよ、日しまてらす月
の照よいつも、年魚小の小子の誤なるべし。日ゆけよ、日しまてらす月
栄一時は、まさのかづらを白たへの袖にくれば白布の
ゆかるを、猶てこそ白きるよりは、白細布とまくべきを略きたる、
和豆香山は出雲郡、佐々一は法華経のくるまと、天平二年ぬれ衣
ささつをは、山田考二も出せるを、さて伊のぬれぬのは略けるなり
まろびは脈一まろびは、ひつちは疑出

反歌

吾王天所知年登不思者於保爾曽見谿流和豆香蘇麻山
わがおほききみあめにしらすとしのとはねばおほにぞみける わづかそまやま
たるぶのみこるれかくいてこおかはぐろけなりとるものきくわづ

の山は美よれいかくいまこ
足檜木乃山左倍光咲花乃散去如寸吾王香聞
あしひきのやまさへひかさくはなのちりすぎきわがおほきみかも
山ぶるまでよりるをまこ
右三首二月三日作歌

掛巻毛文爾恐之吾王皇子之命物乃負能八十
かけまくもあやにかしこわがおほきみこのみこのあやそ
伴男乎召集聚率比賜比朝猟爾鹿猪踐起暮
ともをめつどへあつまひたまひあさかりにしかゐふみおこしゆふ
猟爾鶉雉履立大御馬之口抑駐御心乎見為明
かりにうづらきぎしふみたておほみまのくちをおさへとめみこころをみしるあきら
采之活道山木立之繁爾咲花毛移爾家里世間者
采之活道山木立之繁爾咲花毛移爾家里世間者

丈ヲ大二誤

呂ヲ召二誤

めいくもやまこもりのたぶまくたるしつろひよろのなのハ
如此耳奈良之丈夫之心振起　劒刀　腰爾取
かくのみならしまたらをのうちふりおこしつるぎたちこしまとり
佩　梓弓　靫取負而　天地與　彌遠長爾　萬
はきあづさゆみゆぎとりおひてあめつちとともにいやとをなふよろづ
代爾如此毛欲得跡憑有之皇子乃御門乃五月蠅成驟騷
よふかくもがかもとたのめるしみのみこのきばへなるもさわぐ
舍人者白栲爾脛取著而　常有之　咲比　振麻比
ごねてはたらくよこころもとてきてつねなるしまましひるまし
彌日異更經　見者　悲呂可毛
いやひけよかたらくみれはかなしきろかも
八十伴男八多くの部類として、あまもしいはいなるを同じ、大みよのく

万解三下　四十八

八伴男とゝめて八たらしまつくに活道山八孝元の天平十六年正月十一
日登活道岡集一株松下飲歌　市原王歌　市原王歌　高安王歌
同年二月十一日諸兄宴于橘奈良麻呂宅歌　紀女郎歌　藤原朝臣伊久治女の名りみえるもうつろひもろ八蕣ど
もとして、さかくるて枕詞、呂八一本呂とまとよりとも、ろハ等き
同じく助詞　高安王歌　紀女郎歌　母志波呂加母　ものの例る

反歌

波之吉可聞皇子之命乃安里我欲比見之活道乃路波荒
爾鶏里

はきかもみこのみことのあるがよひみしいくぢのみちハあれにけ
るきかもみことのあるがよひみしいくぢのみちハあれにけるかも
はきかもみこのみことのあるがよひみしいくぢのみちハあれにけるかも

大伴之名負靫帯而萬代爾憑之心何所可将寄

おほとものなをおひもちてよろづよにたのみしこころいづくにかよせん

神代紀一書ニ大伴連遠祖天忍日命ニ負天磐靫ヲ云ヒ立天孫之前ニ云又

景行紀ニ日本武ニ曰甲斐国酒折宮ニ居まして靫部を以て大伴連之遠祖

武日ニ授ましたまふ、姓氏録大伴宿禰の條ニ、天孫降ましし時の

ひとり、然後以大来目部為靫負部、天靫負之号起於此也ニ云々此

の名ニよりて、靫と云ふ也

右三首三月二十四日作歌

悲傷死妻高橋朝臣作歌一首并短歌

白細之袖指可倍氐靡寝　吾黒髪乃　真白髪蒲

ちろ〳〵にのべてなびきねしわがくろかみのましらかがてり

成極　新世爾　共将有跡　王緒乃不絶射妹跡

なりむきたまへあ〳〵よにとともにあらんとたまのをのたえていにかと

結而石　事者不果　思有之　心者不遂　白妙之

むすびてし事とはたらさでおもへるしこころはとげず白たへの

手本矣別丹杵火爾之家従蒙出而緑兒乃哭乎毛置而

たもとをわかれおきびすいへゆもそでをみどりこのなくをもおきて

朝霧　髪髴為作　山代乃相樂山乃　山際

あさぎりのほのかなりつやましろのさがらかのやまのやまのまをて

往過奴禮婆将云為便将為便不知吾妹子跡左宿之妻屋

ゆきすぎぬれば云んすべせんすべしらずわがつまや

ゆきすぎぬれば云んすべせんすべしらずわがつまや

雨朝庭出立偲　夕雨波　入居嘆舎　腋挾

ふあさにでたちしのび　ゆふあめは　いりをなげくやどにわきはさむ

兒乃泣毋　雄自毛能　負見抱見　朝鳥之啼耳哭

舎人ノ誤　挾ヲ狭ニ誤　無毎誤

このかくごとくよをのこりてものおひみぢきみがあとをとゝめるものはねのみちき
管雖戀　効矣無跡辭不問物爾波在跡吾妹子之　入
てこゝろにぞ思ふをなのみとこゝにぞあるよはあれどわぎもこがいま
雨之山守因鹿跡叙念
みやまをよりてぞのこるべかりし
神さびてこゝにてはいまかゝるてん新世は半一ヨ藤原新京をあらしの代とよるよ
よるて久迹の新京のすゝてかるあんと此新京のまへ〳〵うんめく名と
妻もたるよをくゐんこのてあかゝるもとと箇はいそれき立ちゝ此あふるよはべ
世ゝりあん半サゝゝやきはあゝゝゝよあひこれゝゝよあるゝ新きゝゝとをぬる
るゝゝいつ所位ちうべゝ射は助辭と此仔の助爲と詞のをほるゝよる既よ
いつ所射とやゝよみれゝやのうゝ用ひる係なゝ事は言と、まきびゝは
半ニ柔備おゝ助とさのゝ所とうん料と、かのゝ朱

万解二下　五十

跡ヲ爾ニ誤

てはお出山に美ヲ形とをおくるてやうやくゝよ遠く集形とゝ、相樂山古ヨ
北山代の相樂より〳〵懸樹枝を取て死んゝゝ所ニ地を懸ると云今相樂
しゝよりゝ形の相樂依加良加しあれバさがゝゝのやまゝゝ問べゝ便一ヨるて所べ
ゝ問ゝ係者、これゝのさは爲後、舍は合の係ゝゝなげのひゝ、ゝひはきを延ゝる
但樓ゝゝ樓ゝゝ樓ゝゝるは語ゝ、泣毋の毋は毎の係ゝてなゝゝゝゝと問べゝ、半ニ
元注毎ゝゝよあり、をのゝゝあの既ゝ所、おひみぢきみゝは原ゝ花きゝゝゝ、
ゝゝ爲はゝのゝゝゝあゝ入ゝ山は美ゝ山、ゝゝゝは由緣慶のゝゝ、立ちゝゝ
勢解はおりゝゝよゝゝおりゝゝのゝゝとゝゝ

反歌

打背見乃世之事爾在者外爾見之山矣耶今者因香跡思
波爾
うつせみのよのことやれば外にみしやまをやいまはよりてこそおもへ

因香の下爾一本跡とあるよれば、幸千六さのの山にて作れるをいふか
余須可（ヨスガ）の山とみて志賀ぐん

朝鳥之啼耳鳴六吾妹子爾今亦更逢因矣無

あさとりのなきのみなるんやぎもてふいまもさらにわれはあふをなみ

ゐとりのなくこゑを異説に、宮ちこ鳴六八之鳴の語にて、なのそ〜なのゆふなんといひべき所なるべしといひて

右三首七月廿日高橋朝臣作歌也名字未審但云奉膳之男子焉　後紀神護景雲二年高橋安曇二氏の内膳司に仕る者

とみて奉膳とあるにて、式にも内膳名字にて下八後人の筆を加へしなるべし

萬葉集巻第三

巻三　追加

許玉　もと八神代紀にいつる五百箇野（イホツヌ）鷲八十玉籤（スバヤソタマグシ）なく、玉と佛は異てふ作ふ仏を齋ふるを用ひるなんとや、後は玉なく、玉の代りに作をくるのなくにて、佛と異なるべし作玉と八十玉ぐしのみとして、手作ふ作るを作玉とて、あとハひびぐし、さて手作玉ハ

かくのなくてるぬきてるなるべしと宣ふ

○枉言　枉ハもんべて狂の借字にて、たはことゝ訓べしと宣ふ、巻十七長歌

多婆許等（タバコト）等とあるもなくまのごとくいつるかもなくとあるに、光仁紀の話も、

多婆許止とあれば、されば枉ハ狂の借字にて、たはことゝよるん

でもよるべき、字鏡に訛（太波ヒ止）とあるゆ

○天皇　皇祖　皇祖神の例ハ久老考に、ものろぎてまつりて八皇祖の皇祖

なり、故書紀多く皇祖とあるに、又天皇とあるに皇祖のことなりとせる

宮内省図書寮

万解三　追加

ゝ有、まゝ皇祖とかゝく、當代のて皇のめく宇ゆゑもあれど、それも御代ゝ
ふひろくわたるゆゑいてゝ、正しくて皇ともあるべきことゝせるるゆゑ、古今集
序などゝ、もめらぎとある八、もめらぎの將ゝて、當代の御ゝまゝせる八公の
事ゝ集てのゝるもるべしといてゝ、宣旨ゝ、紫サコもあ將ての、もめらぎのれ
代よりゝづゝとよゆる八當代を皇のめくゆゑゆれどゝ、これも御代ゝ天津
日嗣をひろくゆせるもあゝん、又もあ將ての、ところ、既ゝ將ての當代の
御ゝまゝいてるゝかみゝもぎゝ八皇祖神　神祖ゝ、ゝ、ゝ皇祖ゝめくゝ、
もめらぎゝ、天皇ゝ、八、もめらゝ、もめらゝみことゝも、おかきみゝも讀べ
ゝいてゝ、世俗のごゝく、なゝゝゝれバ解ゝきるゝ、牧ゝ、ゝ、ゝみゝべ

国立公文書館
National Archives of Japan